

# 行政書士とちぎ



1

Jan. 2019

No.505



栃木県行政書士会

<http://www.gto.or.jp/gyosei>



# 行政書士 とちぎ

2019年

1 月号

CONTENTS

1	目次
2	平成31年会長年頭所感
3	新年知事挨拶
4	新年挨拶（栃木県議会議長・栃木県市長会会長）
5	新年挨拶（栃木県町村会会长・栃木県行政書士政治連盟会長）
6	年男年女のみなさん
11	栃木県行政書士会の動き
15	支部だより
17	栃木県行政書士カレンダー（2月）
18	日行連だより
18	申請取次行政書士の動向
19	業務情報
22	おじゃましま～す！
23	支局かわら版（日光）
24	木もれび
25	研修会のお知らせ
29	政連だより
31	談話室
32	会員の動き

No. 505

今月の表紙

武射祭（日光市）

写真提供 （公社） 栃木県観光物産協会



## 平成31年 会長年頭所感



栃木県行政書士会

会長 横山 真



新年おめでとうございます。

会の事業運営に対する皆様のご協力に感謝申し上げます。

「百聞は一見に如かず」という言葉があります。この言葉に続けて次のように言うことがあるようです。

百聞は一見に如かず（ひやくぶんはいっけんにしかず）

百見は一考に如かず（ひやっけんはいっこうにしかず）

百考は一行に如かず（ひやっこうはいっこうにしかず）

百行は一果に如かず（ひやっこうはいっかにしかず）

私たちが依頼を受けた業務を遂行する際のことをこれらの言葉になぞらえますと次のようになります。先ず、依頼者即ち申請者本人の依頼の趣旨を充分に聞き取り、その内容を明確に把握するために調査をし、その事実に基づく適正な手続きを考え、行動する。そして、許可等を得て、依頼者に寄与する。「一果」の「果」は成果の「果」であり、成果を上げることが大切だと言うことになります。ここで、依頼者に寄与する成果とは、適正、適切に依頼者の依頼の趣旨を全うすることです。

こんな具合に私たち行政書士は業務を遂行しますが、当然そこには、責任と義務が生じます。行政書士法やその施行規則にその責務が規定されていますし、日本行政書士会連合会により定められた「行政書士倫理」という行政書士としての職務規程にもその責務が書かれています。これらの規定によって課せられる行政書士の責務のいくつかは、卑劣な行動や曲がった振る舞いはするなという考え方、己の欲せざるところは人に施すことなかれ、つまり、自分が他人からされたくないことは、他人にするなという考え方方がその根底にあります。私たちは、そのことを理解し仕事をしなければなりません。

行政書士という職業が果たすべき役割は、官公署へ提出する書類の作成やその書類を提出するという仕事を通して、行政に関する手続の円滑な実施に寄与すること、或いは、国民の権利義務及び事実証明に関する書類の適切な作成に関与することにより、国民に貢献することにあります。

このような役割とその責務を認識し、研鑽を積み、サービスの質（正確性、迅速性等）を向上させ、適正、適切に依頼された業務を遂行し、県民、国民の期待に応えるという成果が上げられる行政書士を目指しましょう。

当会は、会員の皆さんのが、行政書士であることにプライドを持って業務を行い、地域社会の中で信頼され、支持され、その役割を全うできますよう事業活動を行って参りたいと存じます。

今後とも会員諸賢の会の事業に対する積極的な関与をお願いいたします。

# 平成31(2019)年 新年知事あいさつ

## 栃木県知事 福田富一

栃木県行政書士会の皆様、あけましておめでとうございます。

栃木県行政書士会の皆様には、日頃から、県民や企業と行政をつなぐパイプ役として、御尽力いただいておりますことに深く感謝いたします。

年頭に当たりまして、私の所信を申し上げます。

知事4期目の任期が折り返しとなりました。私は、就任以来、「元気」などちぎづくりに取り組むとともに、これまで培われてきた栃木県の魅力・実力を磨き上げ、積極的な発信に努めて参りました。

昨年を振り返りますと、1月15日を「いちご王国・栃木の日」と宣言し、戦略的なプロモーションを展開するとともに、4月から6月までJ.Rグループと協働し、市町や関係機関、県民の皆様とオールとちぎで「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーン（D.C.）に取り組んだほか、夏には関西圏等における情報発信拠点として大阪センターを開所するなど、とちぎの魅力・実力を広く国内外にアピールして参りました。

さて、今年は、栃木県版まち・ひと・しごと創生総合戦略「とちぎ創生15戦略」が最終年度を迎えることから、戦略の総仕上げを行うとともに、4年目となる栃木県重点戦略「とちぎ元気発信プラン」に掲げる各プロジェクトの更なる推進を図ることとし、「とちぎの未来創生に向けた施策の推進」、「安全・安心などちぎづくり」、「東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会、第77回国民体育大会『いちご一會とちぎ国体』と第22回全国障害者スポーツ大会『いちご一會とちぎ大会』に向けた着実な取組」の3点を重点事項として取り組み、栃木県の将来像である「人も地域も真に輝く 魅力あふれる元気な“とちぎ”」づくりを一層進めて参ります。

具体的な取組といたしまして、とちぎの未来創生に向けては、急速に進行する人口減少社会やグローバル社会に対応するため、企業等の生産性向上への支援や戦略的な企業誘致に取り組むとともに、若者のU.I.Jターンの促進や、女性・高齢者等の多様な働き方への支援、外国人材の活用等に取り組んで参ります。

また、子どもから若い世代、そして高齢者に至るまでの世代にとって安全で安心などちぎづくりを目指し、多発する災害から県民の生命や財産を守るべく防災・危機管理体制に万全を期すほか、誰もが安心して子どもを生み育てることができる環境の整備や、県民一人ひとりの更なる健康づくりを推進して参ります。

さらに、来年には、東京2020大会が開催されますので、事前キャンプの誘致や2020年3月に実施する聖火リレー、とちぎ版文化プログラムの推進などを通じ、更なる機運を醸成していくとともに、増加する訪日外国人を本県へ呼び込むため、インバウンドの取組を強化するほか、栃木県の魅力・実力を戦略的に発信することにより、とちぎブランドの確立を図って参ります。加えて、その2年後に栃木県で開催するいちご一會とちぎ国体等の成功に向け、市町と連携した競技施設の整備を推進するとともに、競技力の向上に努めて参ります。

こうした取組を着実に進めることで、活力と魅力あふれる“とちぎ”をつくり、県民の皆様一人ひとりが、とちぎに暮らしていてよかったですと思うとともに、ふるさと“とちぎ”に愛着と誇りを持っていただけるよう、全身全霊を傾けて取り組んで参りますので、栃木県行政書士会の皆様のより一層の御理解、御支援をお願いいたします。

本年が栃木県行政書士会の皆様にとって実り多き素晴らしい年となりますことをお祈り申し上げまして、新年の御挨拶といたします。



栃木県知事 福田富一

## 新春のごあいさつ

栃木県議会議長 五十嵐 清

新年おめでとうございます。

会員の皆様には、希望に満ちた輝かしい新春をお迎えのこととお慶び申し上げます。

昨年3月、私は、諸先輩方が築かれた歴史と伝統ある栃木県議会の第105代議長に就任いたしました。以来、議長としての使命と責務の重さを強く自覚し、公平・公正な議会運営に全力で取り組んで参りました。

その重責を果たしながら新春を迎えることができましたのも、皆様方の温かい御支援、御協力の賜と、心から感謝申し上げる次第であります。

昨年を振り返りますと、4月から6月に実施された「本物の出会い

栃木」デスティネーションキャンペーンや、7月末には関西圏等における情報発信拠点となる大阪センターの開所など、「とちぎ」の魅力・実力を多くの皆さんにお届けできた1年だったように思います。

今年は、本県の大きな課題であります、人口減少問題の克服と将来にわたる地域の活力維持を目指し策定した「とちぎ創生15戦略」が最終年度を迎えます。これまで取り組んできた各種施策が良い結果を出し、栃木県の明るい未来へつながるよう、議会としてもしっかりと後押しをして参ります。

さて、本県議会が、全国に先駆けて通年議会を導入してから、今年で7年目を迎えようとしています。緊急な事案に迅速かつ柔軟に対応できる通年議会は、議会の機能を最大限に發揮できる優れたシステムであると自負しておりますが、今後も不断の改革・見直しを行い、議会の活性化を図っていくことが重要であると考えております。

とりわけ、昨年11月には、全議員の意見も踏まえながら「栃木県議会災害対応計画」を策定いたしました。本計画は、大規模災害等が発生した際に、県議会として迅速に対応できるよう議員の行動のあり方等を中心定めたものであり、県議会が一丸となって災害対応に当たる体制を整えることができました。二元代表制の一翼を担うものとして、引き続き全力を尽くして参ります。

2020年には「東京オリンピック・パラリンピック競技大会」、そして2022年には本県で「国民体育大会・全国障害者スポーツ大会」が開催されます。

こうした機会を本県飛躍のチャンスとして生かし、栃木県が魅力にあふれ、輝き続けるよう、平成最後の議長として最大限の努力をして参る所存であります。

どうか皆様方におかれましては、「行政手続きの専門家」・「街の法律家」としてのお立場から、行政運営の円滑化や県民の生活向上のため、今後とも御尽力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、栃木県行政書士会のますますの御発展と、本年が皆様方にとりまして素晴らしい年となりますことを心からお祈り申し上げ、新年の挨拶といたします。

## 新春のごあいさつ

栃木県市長会会長 佐藤栄一

明けましておめでとうございます。

2019年の年頭にあたり、県内市長を代表いたしまして、御挨拶を申し上げます。

昨年は、大型観光企画である「本物の出会い 栃木」デスティネーションキャンペーンの開催に伴い、栃木県内各地で様々な取組やイベントが展開されたことにより、多くの旅行者に県内へお越しいただきました。また、文化庁から那須塩原市、矢板市、大田原市、那須町の4市町の「明治貴族による那須野が原の開拓史」と宇都宮市の「大谷石文化」が、日本遺産に認定されるなど、栃木の良さを再発見し県内外に大いに魅力を発信した年がありました。

私たち栃木県市長会といたしましては、14市相互の連携をさらに強化していくことはもとより、栃木県、栃木県町村会などとも連携しながら、住民が安全で安心な生活が送れ、持続的に発展し続けるまちづくりを目指して取り組んでまいります。

栃木県行政書士会の皆様におかれましては、行政手続の専門家として、また、地域住民と行政のパイプ役として、引き続き御協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、栃木県行政書士会のますますの御発展と会員の皆様の御健勝を祈念申し上げ、新年の御挨拶といたします。

## 新春のごあいさつ

栃木県町村会会长 古口達也

平成31年の新春を迎え、謹んで新年のご挨拶を申し上げます。  
行政書士会の皆様には、つつがなく新しい年をお迎えのことと、心よりお慶び申し上げます。

目まぐるしく社会情勢が変化していく中で、住民と行政をつなぐ架け橋として、ご尽力いただいております行政書士の皆様に対し、深く敬意を表する次第であります。

昨年は、豪雨や台風、地震など頻発する大規模な自然災害により多くの人が被災し、地方創生の基盤となる社会資本にも甚大な被害が生じるなど、住民生活の安全・安心が脅かされる事態となりました。

このような中、我々栃木県町村会11町は、連携を一層強固なものにし、防災・減災対策の着実な推進を図るとともに、改めて地域住民の安全と豊かな生活を構築するのは行政の責務と考え、全力を傾注すべく、決意を新たにしております。

行政手続きの専門家であります行政書士の皆様におかれましては、今後とも町村行政の円滑な遂行と地域住民の福祉の増進に対し、ご理解、ご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

年の始めに当たり、栃木県行政書士会のますますのご発展と、皆様にとって幸多き一年でありますようお祈り申し上げ、新春のごあいさつといたします。

## 新年のごあいさつ

栃木県行政書士政治連盟会長 青木勇夫

栃木県行政書士政治連盟会員の皆様、新年おめでとうございます。  
昨年中皆様には、政治連盟の運営に格別のご協力をいただきまして、誠にありがとうございました。

さて、昨年は栃政連の出来事に多くの動きがありました。

まず新任の方を中心に各市長の表敬訪問を、行政書士会と行政書士議員連盟の役員と一緒に行ないました。市長には、行政書士の業務を説明し、非行政書士排除のご協力と公的機関への行政書士の活用についてお願いを致しました。どの市長からも好意的な回答をいただくことができました。

次は、下野市において宇都宮市に続き2人目の農業委員を誕生させていただきました。これも自治体において、行政書士の活用に前向きなご判断をされた結果と考えております。選出された委員には専門的知識を発揮されご活躍を願うところであり、その他の自治体にも波及することを期待しております。

最後に、各市町の議員選挙において行政書士が立候補し、トップ当選のさくら市をはじめ、栃木市、高根沢町で当選を果たしました。今後、その他の自治体においても行政書士が活躍の場を広げていくことを期待するものであります。

わが国においては本年5月に元号の改正があり、更に新しい時代に突入し、これによって活気のある世相になることが大いに期待されます。行政書士も常に遵法精神を根底に置き、新しい時代の中でも信頼される「士」としての活躍を、そして皆様のご健勝を願い新年の挨拶と致します。

本年もどうぞよろしくお願いを致します。





# 年男年女ののみなさん

## 「出会い」

宇都宮支部 鈴木康夫

新年明けましておめでとうございます。

我が家のある君子蘭の大鉢に、今年もまた7・8本の花茎から多くの花が咲きました。

毎年、新春を待ちかねるように絢爛に咲き誇ります。

この花との出会いは、とある道の駅でした。一茎誇らしげに咲いていた小さな鉢を買い求めてから十数年、何度も鉢を大きなものに変え丹念に育てて今に至ります。今では我が家の宝物です。

人は毎日少なからず多くの人と出会いをしています。「袖すりあうも他生の縁」それぞれの出会いの違いはあれ、その縁を大切にして育んで大きな花を咲かせて行くことは仕事にも通じることだと思いますし、今後ともそんな行き方をしていこうと思います。

業務開始から46年目、今年6回目の年男になります。本年も宜しくお願ひ申し上げます。



## 年男の年

足利支部 牧野 稔

年男と言われると、なにかこそばゆい気がする。青年期の若々しさが連想されるからだ。

今年は70をこえて老齢期になり、それと裏はるに青年期の気分も持ちえている。いかんせん、心臓、腎臓が弱ってきて、動きがにぶくなっている。これで車の運転が不可能になつたらどうなるのか。いやな思いもでてくる。

この地球は「生き物」の世界である。生あるものは必ずバトンタッチをして次にその座をゆずつていかねばならない。若手が自分をおいこしていくことこそ、地球の生の循環の表れであるから望ましいことである。

休みの時には、石碑や古墳、城郭など古しえの遺物を探索するのが趣味である。そしてできうる限りの仕事をなして、生を全うしていきたい。今年の抱負はこれである。



## 私の楽しみ

宇都宮支部 吉澤京子

毎週木曜日夜7時30分から小学校の体育館にてバドミントンを楽しんでいます。クラブ員は、男女40歳代から70歳代までの幅の広さです。クラブ員のお子さんやお孫さんも一緒にプレーする事があります。

体育館に集合し、最初に輪になって一人ずつ号令をかけながら準備体操を始め、次に基盤練習を行います。試合はダブルスのみでジャンケンでペアを決め始めます。1ゲーム21点先取で終了します。クラブ員の中には、鋭いスマッシュを打つ人もおり、2ゲーム連続で行うと汗びっしょりになります。試合毎にペアを交替するので、全員と組むようになります。試合も楽しいですが年齢の違うクラブ員との会話も新鮮で心弾みます。



毎週楽しんできたバドミントンも、気がつけば20年以上になりました。これからも永く続けていけるよう、体調管理に心がけていきたいと思います。

## 年女を迎えて

新年あけましておめでとうございます。1984年に入会して、あっという間に35年がたちました。その節目の年を還暦の年女で迎えるのは、感慨深いものがあります。

最近は、行政書士業務の傍らでママさんバレーの役員をしており、全国各地で行われる大会に出かけています。  
(旦那は家で猫と留守番です)

50代はまだまだ若い部類で、60歳・70歳を過ぎても楽しそうにバレーをする先輩方を見ると、私も腰が痛い膝が痛いなどと言ってないで頑張らなければと思います。

業務においては、法改正などで常に勉強の日々です。体の健康と頭の老化防止に留意しつつ、有意義な一年にしたいと願っています。

新しい年号を迎える今年が、皆様にとって良き一年になりますことをご祈念しまして、新年のご挨拶とさせていただきます。

宇都宮支部 高村由美子



## あけましておめでとうございます

明けましておめでとうございます

私は12年前に行政書士になりました。ちょうどひと回りとなったわけです。

仲間の行政書士、お客様に助けられ、これまで何とかやってこられたと思います。今回この文章を依頼されて改めてこれまでの行政書士としての活動を思い起こしました。皆様に感謝いたします。写真はちょうど事務所を引っ越す直前の6年前ごろアメリカで撮ったものです。いつも一人旅が多いので、自分が写っている写真を見つけられませんでした。昨年は旅行に行けなかったので、今年は絶対にどこか旅行に行きます。これからもボチボチやっていこうと思います。今後ともどうぞよろしくお願いします。

那須支部 一戸養子



## あっという間に年女（笑）

明けましておめでとうございます。

行政書士会に入会して丸11年が経ち、いつの間にか今年で48歳になろうとしています。父と夫が社会保険労務士業を営んでいるため、主に企業の建設業及び産廃等の営業許可業務を中心に仕事をしてきました。この11年、悩んだ時期もありますが、いろいろなお客様と出会い、日々勉強を重ねる中で、今も楽しく行政書士をしていられるのは、行政書士の先生方との出会い、またそのご指導のおかげであると本当に感謝しています。

いつまでも皆様と楽しくお酒を飲むことができるよう、日々精進してまいります（笑）。今年もよろしくお願ひいたします。

小山支部 作道みゆき



## 4回目の年男

鹿沼支部 小太刀庸恭

皆様、あけましておめでとうございます。

2019年、私は48歳の年男を迎えます！

前回の年男だった12年前を思い出してみると、当時はサラリーマンをしていました。あの時、今の自分の姿を想像できていたかというと、まさか行政書士で独立して飯を食っているとは思いもよりませんでした。

次の年男の時、自分を想像できるのかと聞かれても、自分がどうなっているのか分からぬ……というのが本音です。

世の中は、AIの発達で凄い勢いで変わっていく事は予想できるのですが、どう変化していくのかが想像できないので、仕事なくなっているかも……と不安になったりもします。現に、AIの発達で行政書士の仕事は無くなると言われる事がが多いですよね。

でも私は、AIが発達することで、逆に新たな仕事や、新たな役割が出てくると感じています。その時に柔軟に対応できる事が大切なのだろうと思います。

12年後、新しい役割を担う行政書士でいられるように、日々全力で仕事に頑張りながら、これまで以上に精進していきたいと思います！



## 猪突猛進改め、行雲流水のごとく

栃木支部 大塚文子

新年明けましておめでとうございます。入会して5度目の新しい年を迎えることが出来ました。これもひとえに皆様のお力添えのお陰と感謝しております。

さて、今年は改元が行われます。「昭和」に生まれ「平成」を経て、新元号へ。時代の断片とともに様々な感情が蘇ります。また、新たな時代の始まりも感じてもいます。

これを機に猪突猛進をおしとどめ、時の移ろいとともに次の「亥」へと行雲流水のごとく生きてみたいものです。

最後に皆様にとって素晴らしい年となりますようご祈念申し上げます。



## 今年の抱負

佐野支部 田沼照康

新年を迎えるにあたり、今年の抱負を述べさせていただきます。先日、母校の中学校を訪問する機会がありました。体育館へ案内されると、そこでは変わらぬ景色と、希望に満ちた生徒さん達に囲まれながら、この体育館で汗を流した剣道部時代を思い出しました。

剣道は、いわゆる「心・技・体」の一致が重要とされています。中学から始めた剣道は新鮮で、稽古を通じてこれらを一致させることを志し、部長として過ごした3年次には、仲間とともに県大会に出場することができました。

ビジネスにおいても同様に、この三位一体が望まれると考えます。様々なイノベーションが期待される本年において、時代の流れに対応すべく、私なりに解釈した「心・技・体」の一致を充実させることを今年の抱負とし、改めて生涯現役の一歩を踏み出したいと思います。



# 栃木県行政書士会の動き

## 第3回理事会

平成30年12月2日（日）午後1時～

鬼怒川温泉ホテル

・開会に続きご逝去者に対し、黙祷。

- 報告事項（1）日本行政書士会連合会の近況報告  
(2) 平成30年度関東地方協議会連絡会の報告  
(3) 平成30年度行政書士試験実施結果の報告

議長の就任及び議会録署名人・書記の任命の後、議案審議に入る。

議案第1号 平成30年度事業推進状況について  
～中間監査報告～

議案第2号 災害支援基金の処分の承認について

議案第3号 補正予算の承認について

これらは承認された

議案第4号 栃木県行政書士会育児・介護休業等に関する規則の制度について

議案第5号 栃木県行政書士会職員就業規則の改定について

議案第6号 栃木県行政書士会職員給与規定の改定について

議案第7号 栃木県行政書士会職員退職金規定の改正について

これらは承認された

議案第8号 栃木県行政書士会封印業務の受託に関する規則の改正について

この件は承認された

議案第9号 議案第4号から第8号における字句



の一部修正委任について

この件は承認された

議案第10号 一般社団法人コスマス成年後見サポートセンター栃木県支部の所在地を栃木県行政書士会館に置くことについて

この件は今後も継続して考えていくことにするため、今回は否決された

・協議事項 支部助成金取扱規定の制定について保留となった

この後、支部長との意見交換会

- ① 支部長からの要望について
- ② 平成31年度事業について
- ③ 会費滞納者への協力について
- ④ 市民公開講座の実施について
- ⑤ 平成31年度定期総会について等が話し合われた。

（広報部 山本昭子）

## 申請取次行政書士研修会

11月14日（水）、栃木県不動産会館において、毎年定期的に行っている「申請取次行政書士研修会」が開催され、本会の多くの申請取次者の参加を得て行われた。

本年も例年同様、東京入国管理局宇都宮出張所の鈴木俊哉所長を講師に迎えた第一部と、本会申請取次行政書士管理委員会の風間委員長を座長と

する倫理研修懇談会の二本立てで研修会を行った。

第一部の鈴木所長による研修については、「入国管理行政に係る留意事項等について」と題して、最近の出入国状況、栃木県内の在留外国人数、宇都宮出張所における申請受付状況の講義を行っていただいた。

第二部の倫理研修懇談会では、「最近の入管業



務の実情について」と題し、風間委員長から、入管法違反での摘発事案や入管法の処罰規定の強化についての話があった。

入管法改正が大きく報道されるなか、本会の多くの申請取次者に参加していただきましたが、国際業務の特異性を理解し今後更に気を引き締めて業務に向かう必要があると感じました。

(国際部 伊澤恵子)

## 市民法務部 シリーズ「相続」 第3回研修会開催

12月6日（木）13時30分から16時10分まで栃木県教育会館大会議室において、シリーズ「相続」第3回研修会が開催されました。

今回は昨年12月に開催いたしましたテーマを引き続き2部形式で行いました。

第1部では、宇都宮地方法務局不動産登記部門統括登記官の嶋田明彦氏より昨年5月29日から運用が開始されました「法定相続情報証明制度」について講義いただきました。



法定相続情報証明制度創設の背景には、所有者不明土地問題、空き家問題、相続登記の促進があります。市民法務部においても所有者不明土地、空き家問題について各市町村での取り組みについて調査を行い、行政書士がこの問題についていかに関わることができるか検討しているところあります。

制度の概要としては、相続人が登記所に対し、被相続人が生まれてから亡くなるまでの戸籍関係書類等及び戸籍等に基づいた法定相続情報一覧図を提出し。登記官が内容を確認し、認証文付きの法定相続情報一覧図の写しを交付するものです。保管は5年間。ただし、後に未分割財産が発見された場合にも相続人が同じであれば、有効期限はないとのことでした。

また、この制度は相続財産が預貯金だけで不動産がなくとも利用でき、特に複数口座がある場合

には、必要枚数分法定相続情報一覧図の写しを請求することができ、手続きをする上で負担の軽減にもなりますし、行政書士もこの制度の申出を代理することができます。詳細に関しては、一覧図のケース別ひな形等も掲載されている法務省のホームページでご確認ください。

第2部では、本会会員であります小山支部の佐藤実会員より「遺産分割協議書の作成について」をテーマに講義いただきました。

まず、遺産分割協議書を作成する意義、遺産分割協議において考慮すべきこと、話し合いの方法についてのお話を頂きました。内容については基本的なことですが、業務を行う上で忘れがちなことですので、再確認という意味で貴重な内容でした。



引き続き一般的な遺産分割協議書、相続財産別（不動産・現金・預貯金等）、ケース別の記載例と作成のポイントについて説明をいただきました。特に、相続人の中に未成年者、成年後見人、保佐人が選任されている場合、行方不明者がいる場合等あまり作成する機会がない記載例につきましては、たいへん参考になりました。

今回も67名もの多くの会員の皆様に参加していただきました。引き続きシリーズ「相続」研修会を開催いたしますので皆様のご参加をお待ちしております。

(市民法務部 大橋勝典)

# 中小企業支援部研修会

## 事業計画書の実用例

12月14日金曜日、中小企業支援部主催の株式会社に関する研修第4回が開催された。講師は栃木県産業労働観光部経営支援課 築木三恵子様  
テーマ1 「経営革新計画承認制度について」  
テーマ2 経営力向上支援のための「補助金について」

## 中小企業等経営強化法

### 「経営革新計画承認制度について」

中小企業が、経営を向上させる革新的新事業活動計画の作成をして、それにより都道府県知事等に承認申請をする。革新的な計画であると承認されれば、(株)日本政策金融公庫の低利融資、特許料減免、ものづくり技術強化補助金、新規事業開拓支援補助金を受けられるという制度。この承認申請書類はほぼ「経営革新計画書類」＝事業計画書作成である。すなわち、我々の業務である。

「経営革新計画」活用の手引きを参照されたい。

- ①「新」事業であること。新商品の開発、新しい役務の提供の方法の開発、新しい生産方法または販売方法の導入など、革新的なアイデアであること。
- ②3～5年計画で、経営の向上の程度を示す指標が3～5%であること。途中途中で計画進捗状況の調査がある。
- ③人手不足が進む中、良い人材を確保するために相応の賃金を提供しなくてはならない。賃金を上げて、会社の利益も確保する経営プランを立てること。要するに良質な雇用機会を創出していくけるか。
- ④事業者の真意による計画であること。



## 経営力向上支援のための「補助金について」

業務を行うまでのポイントを以下に挙げる。

- ①補助事業情報の収集は早めに。(公財)栃木県産業振興センターのホームページに一覧が載せられる予定。他に経済産業省のホームページ、栃木県中小企業団体中央会と栃木県産業労働観光部の窓口で問い合わせてもよい。国の補助か、県市の補助を受けるのか。
- ②クライアントが補助金を利用する事業の情報収集、確認。補助事業対象となるかの確認。
- ③補助金交付決定がされても、申請した事業を完了し検査を受けなければ補助金はもらえない。自己資金又は融資等でつなぎの資金を確保できるか、補助金がもらえなくても事業を実行できるか、実行する意思があるかを確認する。

以上をクリアしたら申請である。申請書類はほとんど「事業計画書」作成に時間を割くことになる。事業計画書作成代行は我々の業務である。作成にあたっては以下に注意。

- ④申請者が補助金の意味と目的を理解しているか確認する。
- ⑤国等が補助金を交付したくなるような魅力ある事業か。(優位性・独創性・世の中にはないというほど斬新な事業計画とか)国等にその企業を売り込むのである。
- ⑥申請者だけが潤う事業では不可。取引先・ユーザーからのニーズがある事業であるか、その事業が実現すれば雇用の創出が見込め、国等の税収に繋がるか。
- ⑦補助金をもらったら終わりではない。補助対象となる経費の領収書など証拠書類を保管しておかなければならない。補助事業の事後の検査を受けて初めて補助額が決まる。
- ⑧研修の中で質問があった、募集要項中の「事業化等の状況により収益が得られた場合には、補助金額を上限として収益納付していただくことがある」の記載だが、よほどの規模の収益がないと該当してこない。

(中小企業支援部 綾部一成)

## 風俗営業許可研修会の開催

12月20日午後1時30分より、栃木県行政書士会館において「風俗営業許可申請」に係る研修会が講師に栃木県警察本部生活安全部生活安全企画課課長補佐 別井則崇氏、公益社団法人栃木県防犯協会地域安全対策係長風俗環境浄化協会調査官 塚原茂氏のお二方を招き、会員21名参加の下開催されました。

先ず一時限目に、塚原講師から「現地調査からみる問題点」として

### (1) 客室内部の外部から見通し状態

申請営業所が2階、3階等であっても外部から見通し出来る可能性があるのであれば、内側に障子を設備する等の対策を確実に講じる必要がある。

### (2) 施錠の設備

営業所の出入り口には施錠の設備はしないこと。ただし、営業所から直接外部に接する場合は除く。

### (3) 客室の面積

計測は正確に行う。10センチメートル位の誤差はやむを得ないとしても、検査時の計測とあまりにも誤差が生じないようにすること。

### (4) 営業所内の備品等について

特に衝立等については、その構造につい

て確認をすること。中には、衝立の高さが調整できるようになっており、基準をはるかに超える物も散見される。また、天井にロールカーテンがあり引き下ろすと個室になるという事例が散見されるところからこの点についても見落としのないように注意を要する。

### (5) 室内の照明設備

照明の測定は、室内の一番暗いところを測定する。特に注意を要するのは通常のスイッチの他に調光器の取り付けをしないこと。

### (6) その他

図面には方位を記し、客室は色分けをする。等の講義がされ、中でも特に我々依頼を受けた行政書士としては、(4)と(5)については担当官の検査前に基準に適合しているか再確認をしておく必要があります。

申請者の説明を鵜呑みにしないで、自分で現場を確認して申請書を作成し万全を期して欲しいとのことありました。

次に二時限目として別井講師から代理申請について、申請内容を把握するため依頼者と十分な打ち合わせをしておく必要があり、更に代理申請をする場合の留意事項として次のような留意点の教示がありました。

### 代理申請に関する留意事項について

行政書士からの代理申請を受理する場合には、下記の点に留意して申請を受理しています。

#### 「代理申請」と「使者による申請」の相違点

代理申請の場合に添付する委任状の様式については申請者が申請事務を委任する旨の記載があるものですが、法的に定めがありません。

#### 「代理申請を受理する場合の留意事項」

委任状は、申請のために窓口を訪れた者が、申請者から代理権を与えられた者であるかを疎明するものです。

申請を行う法人の社員であるなど、客観的に委任関係が明らかな場合を除き、委任状がなければ、いわゆる「使者」として行われるものであると解されます。

	代理人申請	使者による申請
委任状	原則必要 (申請者との関係が客観的に明白な場合を除く)	不要
申請者、届出者の「氏名又は名称及び住所」欄の記載	本人と代理人の連署本人、代理人の住所の記載。本人、代理人の氏名（署名又は記名押印）	使者の氏名等の連署 不要 本人の住所の記載 本人氏名（署名又は記名押印）

		本人氏名（署名又は記名押印）
身分確認	行政書士票、運転免許証等公的に身分を確認できる書面で人定確認をしています。	従業員証（公的身分証）等により申請者本人との関係を確認すること。
申請書類の補正 (記載事項に訂正)	代理権を付与されていることから、申請内容を熟知している代理人であれば本人に代わって申請書類の補正を行うことが出来ます。	単なる使者については、代理権を付与されてないことから、本人に代わって申請書類の補正を行うことが出来ません。

代理人が申請内容を全く理解していない場合には、本人に直接説明を求め、又は本人自ら申請等を行うよう指導しています。

また、申請を取り下げる権限があるのは本人ですので、取り下げの場合には、本人の意思を確認のうえ、取り下げに係る書類に関しても代理人に委任するか否かを確認しています。



次に、用途地域の確認及び保護施設の有無についての確認を現地に行き自分の目で確かめる必要があります。特に用途地域については、風俗営業の許可はおりるが他の法令により営業できない場所もあります。したがって、規制区域ではないと安易に考えず、他の官庁にも調査をすることが肝要であると思われます、また、居抜きで店舗を譲渡された場合、規制範囲内に新たに保護施設が出来ている可能性があるところから、自らの足で調査をする必要があります。

居抜きで店舗の譲渡を受け、新たに許可申請をする場合特に注意を要する点について、照明のスイッチ、衝立の類等は前店主が改造していることが多くみられるので必ず確認するようにとのことでした。

また、許可申請時における申請者の人的欠格自由についてですが、分かりにくいのは「刑を受けることがなくなつてから5年を経過しない者」と言う条項がありますがこの場合で特に注意を要するのが執行猶予がついた言い渡しがあった時は、執行猶予が満了した時点での欠格事由が消滅するこ

とになります。本人の記憶が定かでない場合は、本人が直接法務局に問い合わせるのが最良かと思われます。

最後になりましたが、廃業届の依頼を受けましたら遅滞なくその手続きをするよう強く指導を受けました。これは、店舗の譲渡を受け新たに許可申請を行ったところ、前店舗での廃業届が為されていないため申請の受付が出来ず、調査したところ前店主は行政書士に廃業の手続きを依頼したとのことが判明、この行政書士には他にも同じような案件が数件みられることから行政書士法違反により立件されたとのことであります。このようなことは二度とあってはならず、そのためには、日ごろから関係法令の習熟、現地調査の徹底等を確実に行い申請手続きの万全を期さなければなりません。

ちょっと長くなりましたが、風俗営業許可申請に携わる会員の皆さんに自信をもって業務がこなせるよう我々担当部のスタッフ一同そのフォローアップに全力を尽くしますのでよろしくお願ひいたします。



(運輸交通風営部 相山有美)

## 東京入管宇都宮出張所無料相談会

11月9日（金）、12日（月）に東京入国管理局の後援を得て、同局宇都宮出張所において午前10時から午後3時まで「外国人無料相談会」を開催し、本会国際部より9日（金）に永島、伊澤、12日（月）に風間、深見が相談員として対応した。本相談会は東京入国管理局の後援の下、関東地方協議会が主催する「外国人を対象とした無料相談会」事業の一環として毎年行われているものであり、今年が7回目の開催となる。昨年より2日にわたり行われた。

相談会両日に訪れた来庁者のうち、相談者はタイ、ペルー、スリランカをはじめ12か国に及んだ。相談内容は申請書の書き方、添付書類の確認が大半であったが、家族や親族を呼び寄せるための要件などの相談もあった。多くの外国人に行政書士業務を認識してもらうためにも、当局内においての相談会は有意義な活動となった。



相談会開催に当たり、宇都宮出張所の鈴木俊哉所長をはじめ、同職員の方々に協力をいただいたことに感謝いたします。

(国際部 伊澤恵子)

## 財務経理部からのお知らせ

1月は会費の納入月です。口座引落しの方は残高不足にご注意下さい。  
なお、会費については1月末日までに1月～3月分までの会費を納めることとなっております。(当会会則第20条第3項)  
皆様の御協力をお願い致します。

### 引落し日

T-NET申込の方、ゆうちょ銀行引落の方 → **1月28日（月）**

上記以外の方 → **1月25日（金）**



### 栃木県行政書士会会則

第20条第3項 会費は、3か月を1期とし、4期に分納するものとし、当初月末までに納入しなければならない。

### 納入期日（今回は第4期分に該当します。）

第1期分（4月～6月） → 4月末日

第2期分（7月～9月） → 7月末日

第3期分（10月～12月） → 10月末日

●第4期分（1月～3月） → **1月末日**





## 【那須】

### 第1回那須支部研修会

那須支部では12月4日（火）午後2時から那須塩原市西那須野公民館で第1回那須支部研修会を行いました。研修内容は「旅館業法・住宅宿泊事業法の概要とその手続きについて」でした。栃木県保健福祉部生活衛生課から永島琴美様（技師）と栃木県北健康福祉センター地域保健部生活衛生課から飛河三冬様（主査）のお二人が講師として詳しくお話しをしていただきました。17名の会員が参加し、その中の二人は宇都宮支部からの参加でした。旅館や民泊を始めようとしたときに単純に旅館業法・住宅宿泊事業法だけに止まらず建築基準法や消防法などの法令の遵守もあることなど有意義な研修会でした。今回のテーマは那須支部には観光地である那須高原があり地域的な側面から、また、民泊は全国的に広がりを見せており、私たちにとっては新たな業務の機会が訪れていること等、今後の業務に役立つ研修会でした。



（支局長 村上文夫）

## 【小山】

### 年末の交通安全県民総ぐるみ運動

12月11日（火）午前7時30分より「年末の交通安全県民総ぐるみ運動」への協力として、市内羽川交差点にて啓発チラシの配布運動を行いました。

この運動には小山支部として毎年数回協力しており、今回は12名が参加しました。

12月ながら比較的暖かな日が続いていた折、当日は一気に真冬の冷え込みとなり、慣れない寒さの中でしたが無事に活動を終えることができました。

今年は小山市の死亡事故件数が活動日時点で4件であり、例年よりも少ないとのことでした。

（昨年度は9件）今後も死亡事故ゼロを目指し、安全意識を高めるための活動に協力していきたいと思います。



（支局長 高橋真知子）

## 【佐野】

### 佐野支部第2回理事会開催

12月13日（木）午後6時より、みすゞにおいて、平成30年度第2回理事会が開催されました。佐野支部正副支部長を含めて計7名が参加しました。

第2回目の今回は、おもに市民公開講座について話し合いました。

2月16日（土）に予定している市民公開講座と無料相談会について様々な意見が交わされました。

今年度の市民公開講座については、相続・遺言に加えて、高齢者へ向けての終活ノート、介護サービスについて取り上げる予定です。

現在までの打ち合わせ済みの内容報告から始ま

り、当日の役割分担、駐車場確保の問題、宣伝方法などについて話し合いました。

今回の市民公開講座の準備は、去年の実績に沿って進めていくのでスムーズに行くことでしょう。

年に一度の一大行事である市民公開講座が成功するようにスタッフ一丸となってがんばりたいと思います。



(支局長 江藤正巳)



(支局長 大塚文子)

## 【栃木】

### 栃木支部研修会及び懇親会

12月15日(土)午後3時より



栃木支部では、栃木サンプラザ内にあるカフェレストラン「すいごう」にて第一回「相続基礎」研修を行いました。

牧野陽子会員を講師に迎え、戸籍について「届出からみる戸籍」をテーマにご講義いただき、戸籍の記載について、戸籍の様式の参考資料とともに戦前・戦後の記載内容や届出事項の相違点等について詳しく説明していただきました。

また同場所において、午後5時より行われた2018年最後の懇親会はバイキング形式で食べ放題を楽しんで過ごすことができました。

(支局長 大塚文子)

## 経審評点シミュレーションソフト プレゼント!!

### お客様からの質問に…

- 2期平均 3期平均 どっちがいいの?
- Aランクには何点足りないの?
- 借入金返済で何点アップするの?



評点シミュレーションソフト  
**経審太助**なら  
簡単入力するだけで  
質問に答えられる!



経審コンサルで  
お客様満足度UP!

評点アップ  
対策には…



キャンペーン期間  
H30.10～H31.9

キャンペーンの資料請求は弊社HPをご覧いただけます。下記の電話番号までお問い合わせください!

**Net-Core**

国土交通省登録経営状況分析機関(登録第8号)

Tel:028-649-0111 Fax:028-649-0303

〒320-0857 宇都宮市鶴田2-5-24 クレインズ21 1F-A

詳しくは株式会社ネットコアで検索!

株式会社ネットコア





## 栃木県行政書士会カレンダー（2月）

日	予 定	時 間	主 催
1 金	支部長会	11:00～	
	暴力団等排除対策委員会	13:30～	暴力団等排除対策委員会
	支部長への連絡会	14:00～	総務部
5 火	日行連登録委員会		
	建設業会計・財務諸表研修会	13:30～16:10	建設環境部
6 水	登録説明会	10:00～	総務部
	申請取次新規受付	13:30～	申取管理委員会
7 木	著作権DVD研修会	9:30～17:30	市民法務部
8 金	市民法務部会	13:30～	市民法務部
12 火	広報部会	13:30～	広報部
13 水	TIA相談会	10:00～	国際部
	総務部会	13:00～	総務部
	申請取次新規受付	13:30～	申取管理委員会
	報告書確認	13:30～	封印管理委員会
	外国人在留資格無料相談 (於：足利市生涯学習センターミーティング室)	13:00～16:00	足利支部
15 金	新春交流会	12:00～	
16 土	貨物自動車運送事業研修会 第3回	13:30～16:30	運輸交通風景部
	市民公開講座(宇都宮)	13:30～	
	市民公開講座(佐野)	13:30～	
17 日	市民公開講座(高根沢)	13:30～	
18 月	UCIA相談会	15:00～	国際部
	行政書士無料相談 (於：宇都宮市役所2階市民相談コーナー)	10:00～15:00	宇都宮支部
19 火	自賠責保険の請求に関する研修会	13:30～15:30	市民法務部
20 水	KIFA相談会	10:00～	国際部
	国際業務相談事例・入管基礎研修会	13:30～	国際部
	行政書士専門相談(於：小山市役所本庁舎地下1階市民相談室)(予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282)	10:00～12:00	小山支部
21 木	倫理研修会	13:30～	総務部
22 金	登録説明会	10:00～	総務部
23 木	市民公開講座(足利)	13:30～	
	市民公開講座(那須塩原)	13:30～	
24 金	市民公開講座(栃木)	13:30～	
	市民プラザ無料相談会 (於：うつのみや表参道スクエア5階市民プラザ)	13:00～16:00	宇都宮支部
26 火	制度推進部会	10:00～	制度推進部
27 水	行政書士専門相談(於：小山市役所本庁舎地下1階市民相談室)(予約問い合わせ：小山市生活安心課 0285-22-9282)	10:00～12:00	小山支部
	行政書士専門相談(於：野木町老人福祉センター「ホープ館」相談室) (予約問い合わせ：小山支部 田村会員 0285-45-0297)	10:00～12:00	小山支部
	シリーズ「株式会社に関する研修会」第5回 ～「中小企業等経営強化法の制度の概要等について」～	13:30～15:00	中小企業支援部
28 木	行政書士専門相談(於：下野市保健福祉センターゆうゆう館会議室) (予約問い合わせ：小山支部 生田会員 0285-52-2350)	10:00～12:00	小山支部

## 日行連だより



日行連から届いた文書の内、会員の皆様に役立つ文書の表題等を掲載いたします。文書の写し等必要な方は事務局までご一報ください（要実費）。

日行連No.	受信日付	文書の表題
1064	H30. 12. 5	平成 30 年度特定行政書士法定研修に係る結果の公表について
1071	H30. 12. 6	平成 30 年行政書士実態調査集計データの配布について
1081	H30. 12. 7	軽自動車 OSS の運用開始時期の延期について（周知）
1082	H30. 12. 7	建設業キャリアアップシステムに係る講師派遣について
1085	H30. 12. 7	外国人技能実習制度に関するセミナーのライブ配信について
1087	H30. 12. 7	自動車検査証への二次元コードの追加のお知らせについて（周知）
1068	H30. 12. 7	平成 30 年 12 月分会費納入について（お願い）
1139	H30. 12. 19	軽自動車 OSS の開始延期に関する国交省からの連絡について（周知）
1146	H30. 12. 21	自動車検査証等出力用紙の意匠変更について（周知）
1147	H30. 12. 21	国土利用計画法に基づく事後届出制の周知徹底等について（周知）
1155	H30. 12. 25	平成 31 年度申請取次関係研修会の開催予定について
1172	H30. 12. 27	理事会の開催について
1182	H30. 12. 27	農業委員会中立委員行政書士意見交換会 結果報告について



### 栃木会の 申請取次行政書士 の動向

新規申出（12月）	0名
更新申出（12月）	2名
有効期限切れ（11月末）による減少	1名
申請取次行政書士（12月末現在）	123名

※新規申出は面談の上、受け付けますので予約制となります。（予約先：028-635-1411）  
次回の予約締切日：1月31日（木）受付日：2月13日（水）時間は予約時に案内します。

※更新の書類締切は毎月15日です。

詳細は、会のホームページ会員専用ページ各種データー事務局関連 をご覧ください。  
(更新手続きは有効期限の2ヶ月半前から受付できます。有効期限月のお手続きの場合、期限内に新たな証明書が届かないことがありますので、期限に余裕を持ってお手続きください。)

【ご注意】顔写真は、証明写真（写真館または証明写真機で撮影したもの）のご用意をお願いいたします。（ご自分で撮影し家庭用プリンターで印刷したものは、影が入ったり、鮮明でないものがあり、入管で受付できないことが多いため）



## (特別管理)産業廃棄物処理業に係る「許可申請の手引き」の改正について(宇都宮市)～宇都宮市環境部廃棄物対策課より～

本会の「産業廃棄物処理業等に係る診断書等作成特別研修会に係る修了証更新制度」の運用変更に伴い、宇都宮市(特別管理)産業廃棄物処理業に係る「許可申請の手引き」が改正(平成31年1月1日改正・適用開始)されます。

詳細は、当会HP会員専用「トピックス」に次の資料がアップされておりますので、ご覧下さい。

- ・(特別管理)産業廃棄物処理業に係る「許可申請の手引き」の改正について(お知らせ).pdf
- ・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 収集運搬業 許可申請の手引き.pdf
- ・産業廃棄物・特別管理産業廃棄物 処分業 許可申請の手引き.pdf



## 保存期間5年を経過した戸籍の附票の除票と住民票の除票の発行について～宇都宮市市民まちづくり課市民課より～

宇都宮市市民まちづくり課市民課より、標記の案内がありました。

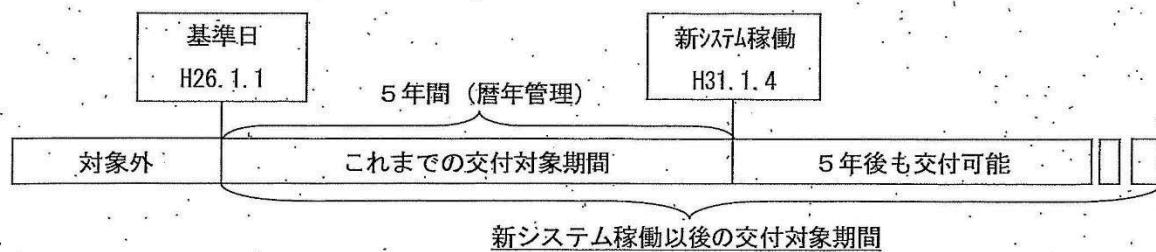
内容は、次のとおりです。

新住民基本台帳系システムが稼働する平成31年1月4日からは、基準日以降に除票となりました戸籍の附票の除票と住民票の除票につきまして、保存期間(5年)経過後も交付が可能となります。

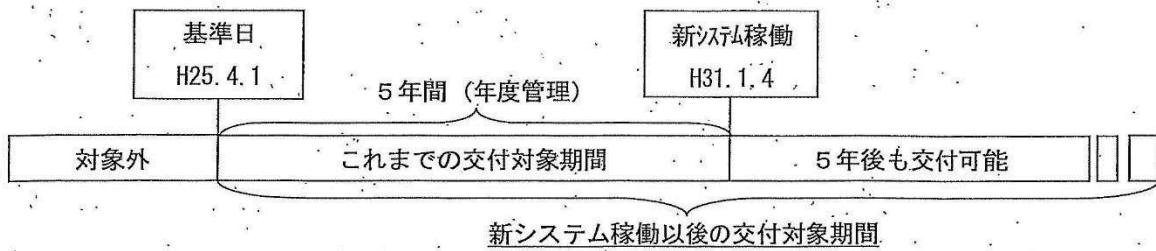
戸籍の附票の除票の基準日：平成26年1月1日

住民票の除票の基準日：平成25年4月1日

### 戸籍の附票の除票



### 住民票の除票





## 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要（平成30年11月16日施行）について ～土地利用開発部より～

過日、農林水産省主催の改正農業経営基盤強化促進法等の施行に伴う説明会に出席しましたので、参考資料を掲載いたします。

### 資料1-1

## 農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要 (平成30年11月16日施行)

### 背景

- (1) 全農地の約2割(93.4万ha)を占める相続未登記農地等は、共有者の探索等がネックとなり、農地の集積・集約化を阻害
- (2) 農作物栽培の効率化・高度化を図る観点から農業用ハウスの底面を全面コンクリート張りしようとすると、農地転用許可が必要となり、農地のまま設置することができない。

### 法律の概要

#### 1. 相続未登記農地等の利用の促進

- (1) 所有者不明農地について、相続人の一人(固定資産税等を負担している者等)が農地中間管理機構に貸付けてくるよう、農業委員会の探索・公示手続を経て、不明な所有者の同意を得たとみなすことができる制度を創設  
農業委員会による不明者の探索は、一定の範囲に限定  
(基盤強化法第21条の2～第21条の4、農地法第32条)
- (2) 共有持分の過半を有する者の同意((1)のみなし同意を含む。)を得て、又は、知事裁定を経て設定される利用権の存続期間の上限を「5年」から「20年」に延長  
(基盤強化法第18条第3項第4号、農地法第39条第3項)

相続人の貸付け意向等

不明者の探索の要請【市町村】

探索・公示【農業委員会】

不明者のみなし同意

農用地利用集積計画の作成・公告  
【市町村】

農地中間管理機構への利用権の設定

#### 2. 底面の全部がコンクリート等で覆われた農業用施設の取扱い

- (1) 農業用ハウス等を農地に設置するに当たって、農業委員会に届け出た場合には、内部を全面コンクリート張りとした場合であっても、農地転用に該当しないものとする。(農地法第43条、第44条)

#### 【環境制御システムの導入】



詳細は、当会HP会員専用「トピックス」に次の資料がアップされておりますので、ご覧下さい。  
・農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律の概要.pdf



## 自動車検査証等出力用紙の意匠変更について

～日行連より～

軽自動車検査協会において交付している、自動車検査証等出力用紙の意匠が変更されますのでお知らせいたします。

変更される自動車検査証等出力用紙については、平成31年1月以降に現行出力用紙がなくなり次第、順次使用開始する予定です。

詳細は、当会HP会員専用「トピックス」に次の資料がアップされておりますので、ご覧下さい。

- ・自動車検査証等出力用紙の意匠変更について.pdf
- ・軽自動車検査協会文章.pdf
- ・出力用紙見本.pdf



## 自動車検査証への二次元検査コードの追加のお知らせについて

～日行連より～

標記の件について、日行連から周知依頼が届いております。

この度、軽自動車の自動車検査証等に印刷する二次元コードが追加されますので、以下のとおりお知らせいたします。

### 1. 開始時期

平成31年1月4日（金）

### 2. 対象帳票

- (1) 自動車検査証
- (2) 限定自動車検査証
- (3) 自動車予備検査証
- (4) 自動車検査証返納証明書

詳細は、当会HP会員専用「トピックス」に次の資料がアップされておりますので、ご覧下さい。

- ・自動車検査証への二次元検査コードの追加のお知らせについて.pdf



## 軽自動車OSSの運用開始時期の延期について

～日行連より～

標記の件について、日行連から周知依頼が届いております。

詳細は、当会HP会員専用「トピックス」に次の資料がアップされておりますので、ご覧下さい。

- ・軽自動車OSSの運用開始時期の延期について.pdf



## 会員事務所訪問コーナー

おじゃましま～す！

今回は、塩那支部さくら市の岡村浩雅会員の事務所におじゃました。



氏名 岡村 浩雅（おかむら ひろまさ）  
事務所 岡村ひろまさ行政書士事務所  
さくら市上阿久津69番地  
入会日 平成26年8月15日

### ○行政書士になったきっかけは。

社会人を10年ほど経験し、一念発起し法科大学院進学そして新司法試験にチャレンジしました。もともと法学部出身ではないので法律の勉強には四苦八苦しましたが、新司法試験は5年間で3回の受験機会を全うしましたが全敗。これからどうしようという時に今までの勉強の経験を活かしたいとの思いから行政書士試験を受験し、無事に1回で合格しました。その後平成26年に自宅に事務所を構え開業しました。

### ○業務の主なものは。

遺言・相続や農地転用を主に手掛けています。特に相続は誰でも直面する問題で関心の高さがうかがわれ、業務のやりがいを感じます。

### ○お休みの日は何をしていますか。

市議会議員も兼業しているのでイベント等の出席であまり休みらしい休みはとれません。しかし時間を見つけて掃除や買い物に出かけています。

### ○市議会議員との兼業で良かったこと、悪かったことは。

良かったことは、市議会議員も行政書士も市民と行政を繋ぐ役割を果たしているので、市議会議員で得られた知識、行政書士として得られた知識を総動員して問題解決を図れることです。様々な立場からアドバイスできるので幅が広がりました。

悪かったことは、時間が取れないことです。現在、市民法務部理事をしていますが、議会公務と重なることが多くご迷惑を掛けています。

### ○最後に事務所のアピールをお願いします。

1年半ほど前に看板を設置しました。県道125号線（白沢街道）沿いなので、大変目立っています。近所の方から業務の依頼も増え、看板の効果も感じられます。今後も業務の幅が広げ、仕事の依頼が増えるよう頑張って参ります。

## 2019年版「行政書士手帳」販売中

残部僅少ですが、2019年版「行政書士手帳」の販売をしております。

2020年3月までの予定表入りですので、これからでもご活用頂けます。

1. 手帳の仕様 ビニールシート 黒（169×83mm）分冊方式・差込式

2. 価 格 1,080円

3. 販売方法 事務局にお越し頂ければその場で販売致します。

郵送ご希望であればお電話でお申し付けください(別途送料103円)。

(事務局電話番号：028-635-1411)

※売り切れの時はご容赦ください。





支局かわら版

## カスリーンを忘れない！

足利支部

少しだけ？古い話題で恐縮。どのくらい古いかと申しますと、書いている時点で昨年の話なので読まれている時点ですと一昨年！の話で、なおかつ季節外れの話題なのですから、図々しさを自負する私が恐縮しているのも、ご理解していただけるのではないかと思う次第であります。

平成29年7月7日から10月25日まで「渡良瀬グリーンプラザ」において『カスリーン台風から70年・防災の今』という企画展が催されました。触手がビクッと反応したものの生來の腰の重さが災いして3ヶ月超の期間があったにもかかわらず、足を運ぶことなく無情にも時間は過ぎ去り、季節は、もう冬に……。が、師走になり所用で同所を訪れますと時間が延長されていて開催中。さすが日頃から『一日一善』を心がけている私。ただしその日は休館日でしたので、後日出直すことに……。

重い腰にムチを打って数日後訪問。女性職員2人に対して訪問者は1人。予定時刻ではなかったものの、被災当時の『ニュースフィルム』を見せていただけました。さすが日頃から『一日一善』を心がけている私。白黒映像は写真とは異なる迫力でもって災害の薄情さと非情さを訴えかけてきます。当時と現在とで、自然の猛威の前では人間が無力であることには何ら変わりがないのですね。きっと、これからも……。



### 【カスリーン台風／昭和22年9月15日】

7日頃トラック島附近に発生した台風は、徐々に北西に進み、接近と共に南岸に停滞していた前線を刺激し、前線は関東の北部山沿いまで北上して、山岳部一帯は豪雨となった。台風は次第に衰

弱しながら房総半島をかすめて16日には三陸沖へ去ったが、利根川は豪雨による水量を飲みきれず、遂に栗橋上流で決壊し、関東一円は未曾有の大水害となった。『群馬県気象災害史／(財)日本気象協会前橋支部』



カスリーン台風は、関東を直撃したものだと思いこんでいましたが、実際は房総半島をかすめただけでした。今、進路予想図として見たとしたならば、『たいしたことなさそうだ』と判断してしまいそうです。気象予報士さんがよく『前線+台風=大雨』と話しているのをきいても、『そんな大げさな』と思ってしまいがちですが、あながち大げさではないのかも知れませんね。

さらに、『平成29年度版子ども向けカスリーン災害体験談集』、『決して忘れてはならないカスリーン台風』、『和尚さんの伝えるカスリーン台風の話洪水の夜(漫画版と絵本版)』など。いずれも貴重な資料をいただいて、有り難い。

同所隣接の土手は、『今日から俺は！！』というドラマ内で行われた『金八先生』のパロディのロケ地。ちなみに我が家から徒歩数分圏内でもロケが行われていました。最後にさりげなくプチ自慢をねじ込んでおきましたとさ。

(支局長 杵渕 徹)



新春 明けましておめでとうございます。

平成最後の新年ということで、特別な感慨を持ってこのお正月を迎えた方も多いのではないかでしょうか。「一年の計は元旦にあり」という言葉の通り、年の始まりは一年の計画を立てるにふさわしく、新たな目標に向け最もやる気と期待が漲る時でしょう。読者の方々がそれぞれの目標に向かい、躍進して行かれることをお祈り申上げます。

さて、このようにこれから目標に向かおうという時、自分の側にいて励ましてくれるものは何でしょうか？家族、友人、仕事仲間、あるいはペットなど…我々は実に様々な支えを受けながら生きてています。でも一番身近にいて、常にあなたに寄り添い影響を与え続けているものがあります。そう、それが「言葉」です。

よく「座右の銘」などと言いますが、人生の指針になる言葉を書にしたためて壁に貼ったり、手帳に書き留めたりしていつでも見られるようにしておくのです。人の気持ちというのは常に揺れ動いているもので、強い意志を持って始めたことでも、ちょっとした失敗で自信をなくしたり、あるいは面倒になってやめてしまいたくなったりします。

そんな時「座右の銘」を見ることで、小さなことで悩んでいる自分、怠慢な自分を見つめ返すことができ、再び目標に向かって進んでいこう、という力が湧いてきます。言葉の持つ影響力を熟知し、それを生活に活かしている例ですね。ご自分の「座右の銘」をすでにお持ちの方もいらっしゃることと思います。

このように、前向きに生きる支えとしての「言葉」も重要ですが、リラックスするための「言葉」というのも同様に重要ではないでしょうか？リラックスするための言葉というと変な言い方ですが、このストレス社会において、目標設定（～しなければならない）の言葉だけでは息苦しく、時に行き詰ってしまうように思います。目標を達成する力を養うには、同時に現状を喜び感謝することが必要ではないでしょうか。自分を含め、周囲の人や環境をありのままに認めることができたら、今この瞬間に生きている喜びを感じることができます。それはきっと、明日への活力になることでしょう。

この記事を書くにあたって、「言葉」について

何か書きたいと思いながら書店へ行ったら、こんな素敵なお本に巡り会いました。「題名：翻訳できない世界のことば 著者名：エラ・フランシス・サンダース 訳者名：前田まゆみ」

他の国のことばではそのニュアンスをうまく表現できない「翻訳できないことば」たち。「そんな言葉があるの？」という驚きと共に、その言葉ができた背景、その国の文化（何を大切にしてきたか）に思いを馳せるのは、きっと楽しいひと時になると思います。その中から幾つか紹介させていただきます。

「コンムオーベレ」（イタリア語）一涙ぐむような物語にふれたとき、感動して、胸が熱くなる。

「サマル」（アラビア語）一日が暮れたあと遅くまで夜更かしして、友達と楽しく過ごすこと。

「ポーレッグ」（ノルウェー語）一パンにのせて食べるものの、何でも全部。チーズ、卵、レタス、みんなポーレッグ。

「ポロンクセマ」（フィンランド語）一トナカイが休憩なしで、疲れず移動できる距離。大体7.5 km位らしいです。

「フォレルスケット」（ノルウェー語）一語れないほど幸福な恋に落ちている。

「ピサンザプラ」（マレー語）一バナナを食べる時の所要時間。2分位みたいです。

「カルパ」（サンスクリット語）一宇宙的なスケールで、時間が過ぎていくこと。

「コモレビ」（日本語）一木漏れ日。木々の葉のすきまから射す日の光。

皆様の毎日が、多様な輝きにあふれたものとなりますように。

（小山支部 高橋真知子）



研修をすべて受講し、効果測定で一定の成績を修めますと著作権相談員名簿へ掲載されます。

(過去に本研修を受講し、相談員名簿に掲載されている方は対象になりません。)

○開催日時

平成31年2月7日（木） 9：30～17：30

○開催場所

栃木県行政書士会館 2階

○研修科目等

時 間 割		研 修 科 目
1 時限目	9：30～11：00	著作権法概論①
2 時限目	11：10～12：40	著作権法概論②
3 時限目	13：30～15：00	著作権法概論③
4 時限目	15：10～16：40	著作権登録及びプログラム登録について
5 時限目	16：50～17：30	効果測定

○対象者

会員（補助者の方は受講出来ません）

○受講料

500円

○テキスト代

1,500円

○締め切り

1月30日（水）※テキストの手配のため、締め切り厳守でお願いします。

再掲載

この研修案内は12月号にも掲載してあります。

既に申し込まれている方は、再度のお申込みの必要はありません。

※修了者には日行連会長と中央研修所所長の連名で受講証明書が発行されます。

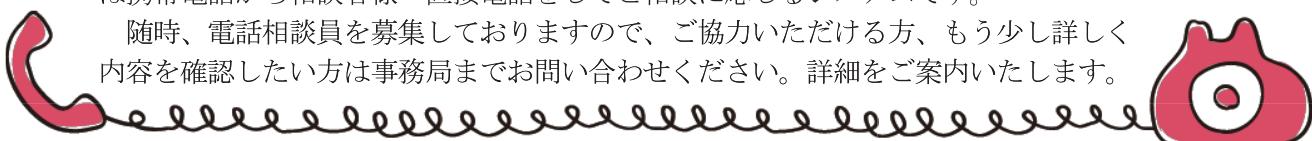


### 行政書士相談センター電話相談員（行政書士）の募集

会では電話無料相談「行政書士相談センター」☎ 028-638-0919(まるくいく)を運営しています。この電話には、相続、遺言を中心に、日々様々な相談が寄せられています。

事務局でご相談の概要をお聞きした後、相談員(行政書士)にお伝えし、相談員の事務所または携帯電話から相談者様へ直接電話をしてご相談に応じるシステムです。

随時、電話相談員を募集しておりますので、ご協力いただける方、もう少し詳しく内容を確認したい方は事務局までお問い合わせください。詳細をご案内いたします。



**研修  
詳細****貨物自動車運送事業研修会 第3回**

運輸交通風営部 主催

○開催日時 平成31年2月16日（土）13：30～16：30

○開催場所 栃木県行政書士会館 2階

○内 容

一般貨物自動車運送事業経営許可申請書の作成から申請までの知識を身につける

○対 象 者 会員、補助者

○研修会講師 行政書士 石井 治夫

○受 講 料 500円（当日は事務局が開いていないため、お釣りの出ないようお持ち下さい。）

○締め切り 平成31年2月8日（金）

※ 次回（第4回）は平成31年3月16日（土）です。

「事業開始準備の支援 事業用自動車の登録等の知識を身につける」を予定しています。

**研修  
詳細****自賠責保険の請求に関する研修会**

市民法務部 主催

加入が義務付けられている自賠責保険。自動車や二輪車を所有している人なら耳にしたことのある身近な保険ですが、請求書類を作成したことの無い会員も多いと思います。

どのような書類を作るのか、支払基準はそういうものか、保険金が支払われる条件は・・・など、基本的なことから講義をしてもらいます。

久しぶりの研修内容ですので、興味のある方のお申込みをお待ちしています。

○開催日時 平成31年2月19日（火）13：30～15：30（質疑応答含め）

○開催場所 栃木県行政書士会館 2階

○研修内容、講師

「自賠責保険の請求について」講師=青木勇夫 行政書士

○対 象 者 会員、補助者

○受 講 料 500円

○締め切り 平成31年2月14日（木）

**研修  
詳細****国際業務相談事例・入管基礎研修会**

国際部 主催

○開催日時 平成31年2月20日（水）13：30～

○開催場所 栃木県行政書士会館 2階

○研修内容 実際の相談事例を元に学ぶ研修会と初心者向けの基礎的な研修会の2本立てです。  
基礎と実例を一度に学ぶことができます。

○対 象 者 会 員（補助者の方は受講出来ません）

○受 講 料 無 料

○締 切 2月15日（金）

※「出入国管理法令集」をお持ちの方はご持参ください。

## 倫理研修規則に基づく「倫理研修会」開催のお知らせ

総務部 主催

倫理研修規則に基づき「倫理研修会」を下記の要領で開催します。

規則に、会員は“倫理研修を受講するよう努めなければならない。また、初回受講後は5年毎に研修を受講するよう努めなければならない。”と規則で規定されておりますので、5年以内に開催した倫理研修を受講されていない会員は、今回の研修に参加されるようお願い致します。

また、“新規登録会員は、その登録の日の属する年度の研修を受講するように努めなければならない。”という規定もありますので、今年度登録された会員の方はお申し込みください。

今回は趣向を変えて、多くの会員が申し込まれている“行政書士 賠償責任補償制度”的事例から、行政書士が責任を問われる場合、その行政書士にどんな倫理的要素が欠落していたのかを解説してもらい、出席者の対策に繋げようと保険会社の担当者の講義も用意しました。

倫理は実際の業務に直結しませんが、倫理をおろそかにすると処分を受け、社会的信用を失うなど大変な事態に陥ることもありますので、受講され、今一度倫理を見直してみてください。

### ○開催日時

平成31年2月21日（木）13：30～16：00（受付13：00～）。

### ○開催場所

栃木県行政書士会館 2階

### ○対象者

会員（補助者の方は受講出来ません。）

### ○内容

#### 倫理研修規則に基づく「倫理研修会」

13:30～13:35 会長あいさつ

13:35～14:35 「保険の事例から学ぶ行政書士の倫理」

講師：東京海上日動火災保険㈱広域法人部法人2課主任 村上昂永 氏

14:45～15:45 DVD研修「職務上請求書」

15:45～16:15 「行政書士倫理について」

講師：栃木県行政書士会 会長 横山 真

### ○受講料

無料

### ○締め切り

2月18日（月）

※ 全講義受講された方のみ、倫理研修規則に規定された“受講”とみなします。

**シリーズ「株式会社に関する研修会」 第5回**  
**～「中小企業等経営強化法の制度の概要等について」～** 中小企業支援部 主催

○開催日時 平成31年2月28日（木）13：30～15：00

○開催場所 栃木県行政書士会館 2階

○内 容

(1) 中小企業等経営強化法による経営力向上計画認定制度の概要

「経営力向上計画」は、人材育成、コスト管理等のマネジメントの向上や設備投資など、自社の経営力を向上するために実施する計画で、事業所管大臣に認定された事業者は、固定資産税の軽減措置や各種金融支援が受けられる制度です。

(2) 生産性向上特別措置法（先端設備等導入計画）認定制度の概要

中小事業者等が、市区町村から「先端設備等導入計画」の認定を受け、それに基づき一定の設備を新規取得した場合、新規取得設備に係る固定資産税の課税標準が3年間にわたってゼロ～1/2の間で市町村が定めた割合に軽減される制度です。

(3) 経営力向上計画の認定を受けるための申請書類の作成について

○研修会講師 経済産業省関東経済産業局産業部中小企業課 担当者2名

○対象者 会員（補助者の方は受講できません。）

○受講料 無料

○締め切り 平成31年2月22日（金）

## 募 集

### 研修会申込書

申込欄に○を付けFAX願います。（FAX：028-635-1410）

研修名	受講料	申込〆切	申込		料外申込	昼食 ¥500 程度
			会員	補助者		
2/7 著作権研修会（DVD研修）	500円	1/30			(1,500円)	
2/16 貨物自動車運送事業研修会 第3回	500円	2/8			—	—
2/19 自賠責保険の請求に関する研修会	500円	2/14			—	—
2/20 國際業務相談事例・入管基礎研修会	無料	2/15			—	—
2/21 倫理研修規則に基づく「倫理研修会」	無料	2/18			—	—
2/28 シリーズ「株式会社に関する研修会」第5回	無料	2/22			—	—

支部名		会員氏名	
FAX		補助者 氏名	

※ 補助者のみの出席の場合でも会員名を記入してください。

※ 補助者のみの出席の場合は申込欄の「補助者」に○を記入し、会員と補助者が出席する場合は「会員」と「補助者」の両方に○を記入してください。

※ 研修会申し込み後、やむを得ず欠席される場合は、早めに事務局までご連絡下さいようお願いいたします。

政連だより



## 栃木県行政書士政治連盟幹事会

平成30年12月2日（日）午後4時30分から鬼怒川温泉ホテルにて開催された。

青木政連会長あいさつに続き来賓祝辞を7名の方々からいただいた。

青木政連会長が規約第16条により議長に就任し、この後、議事録署名人の指名及び書記の任命をした。

内容は次のとおりでした。

### 1. 報告事項

- ・日本行政書士政治連盟の近況報告

### 2. 議案審議

議案第1号 平成30年度運動推進状況について可決承認された。

### 3. 議員連盟との意見交換会



(広報部 山本昭子)

## 平成31年 新春交流会のご案内

今年も下記の内容で「新春交流会」を開催致します。  
会員の皆様もぜひご参加ください。

日 時：平成31年2月15日（金）正午から  
場 所：宇都宮市上大曾町492-1  
TEL 028-643-5555  
「ホテル東日本宇都宮」大和西の間

※申込み方法は、事務局にお問い合わせください。



## 「衆議院議員 茂木敏充2018政経フォーラム」に参加して

11月18日(日)午前11時から、宇都宮市内のホテルにおいて行われた標記の催しに手塚幹事長と参加しました。また、この催しは茂木氏の議員在職25周年記念祝賀会も兼ねておりました。

先ず、茂木議員自らが「日本経済の現状と内外の政策課題」という演題で話されました。この会場での参加者数は400人くらいでありました。内容は次のようなものでした。

### 1. 「日本経済の現状と課題」

- (1) 各自GDB、企画収益の拡大と雇用環境の改善
- (2) 景気回復の進展：企業から家計へ、都市から地方へ
- (3) 課題としての潜在成長率の引上げ

### 2. 人生100年時代の「人づくり革命」

- (1) 人生100年時代の到来
- (2) 幼児教育・高等教育の無償化
- (3) リカレント教育の充実

### 3. 成長戦略をリードする技術革新

### (1) 第4次産業革命の技術革新

- (2) 新時代を牽引するプロジェクト
- (3) 栃木県における先進的取組み

### 4. 全世代型社会保障改革での検討課題とスケジュール

- (1) 来年夏までの雇用制度改革
- (2) 2019年以降、社会保障制度全体を全世代型へ

### 5. 今後の通商政策の動向

- (1) TPP11の発効へ
- (2) 米国の通商政策と日本経済
- (3) 日米物品貿易協定(TAG)の交渉開始

以上、40分の講演がありました。

その後、懇親会に移り500人くらいの参加者数となりました。福田富一栃木県知事、自民党の県議会議員、佐藤栄一宇都宮市長らの祝辞があり、午後1時に三本締めで終了となりましたこと報告致します。

(栃木県行政書士政治連盟会長 青木勇夫)

## 「福田とみかず 政治生活35周年を祝う会」に出席して

12月9日(日)正午より宇都宮市内のホテルで行われました標記の集いに、行政書士会の横山会長、堀越・鈴木・関副会長、そして手塚幹事長と私と参加しました。さすが県知事のこと、報道によると1,500人の参加者であったようです。

政界からは茂木敏充・船田元・佐藤勉衆議院議員、上野通子・高橋克法参議院議員を始め、県議会議員、各市町の首長、業界団体からは当会を含め多くの団体が出席していました。

福田知事ご本人からは、「1983年宇都宮市

議に初当選以来、県議・宇都宮市長を務め、2004年12月に県知事に就任し、今日が4期目の任期折り返しの初日となった。これまで家族にもたいへん迷惑を掛けた。今まで協力をしてもらいたい」と声を大にして感謝したい。これからは緻密な政策を進めて行くことを約束するとの挨拶がありました。

その後、懇親会に入り、1時55分に閉会となりましたこと報告致します。

(栃木県行政書士政治連盟会長 青木勇夫)

## 誰1人、興味がないと思いますが、私の趣味嗜好について……

吉田伸子（61年生まれの書評家）さんに感謝申し上げます。何を……。素晴らしい本というか著者を紹介していただきましたことを……。

朝日新聞に『悩んで読むか読んで悩むか』という読者からの相談に回答するコーナー（相談に回答しつつ相談者が読むべき本、解決に寄与すると思われる本を処方する）があります。

今年（18年）の2月4日付の「働くない上司をぎやふんと言わせたい」という相談に対する吉田さんの回答は、「嫌な上司に思い煩うのは、『感情の浪費』だと。（中略）そんなことで浪費するのは嫌だなあ、と。相談者さんも、そんなふうに思ってみるのはどうでしょう」で、紹介された2冊の内の1冊が北大路公子さんの『生きていてもいいかしら日記』で、「札幌在住・独身で、お酒大好きな北大路さんのエッセイ集。『佐藤浩市がとなりに越してきた場合』を常に考えている北大路さんの、『普通だけど普通じゃない』日々は、思わず声を出して笑ってしまうほど。読み終えると、大概のことには動じなくなる、という傑作です」とのこと。『感情の浪費』という言葉もされることながら、書名も気になりましたので、記事を切り取っておき後日購入してみて紹介文に偽りなし。『嫌な上司』のことなんてどうでもよくなる位、ただただ笑ってしまいました。すさまじき妄想力。松山千春さんや中島みゆきさんを生んだ北の大地はやはり侮れませんね。文庫本は『私のことはほつといてください』『頭の中身が漏れ出る日々』『苦手図鑑』等が出版されていますが、タイトルだけでも魅力的ですね。

ちなみに、私のサイドバックから書籍関係の多数の切り抜きが発掘されました。

- 自営業の老後（文響社） ●老人の取扱説明書（SB新書） ●信頼のできる法律の専門家の探し方（幻冬舎） ●お仕事のコツ事典（文響社）
- 女子プロレスラー小畠千代（岩波書店） ●労基署がやってきた！（宝島新書） ●行政書士の繁栄講座（愛育出版） ●昭和の消えた仕事図鑑（原書房）



北関東の片隅に住んでいて嫌だと思う瞬間は読んでみたい衝動にかられた本を田舎の本屋さんで速やかに手に取ることができないときです。「ネットで注文すれば……」と、安い解決法を助言される方も多いのですが、やはり現物を手に取り検討してから購入を決断したいものです。

以前、本を購入しないで図書館で借りることの是非についての各論が新聞に載っていました。図書館で借りて読めば「節約」になるとの意見に対して、やはり『自腹』でなければ読書という趣味の「贅沢」な面を楽しむことができないという趣旨の意見も掲載されていました。それぞれが『成程』という感じです。

我が国営放送局（NHK）に受信料をお支払いすることには多少の抵抗があるものの、若いころに比べると良質の短編ドキュメンタリーには満足すべきものがあります。年齢を重ねたせいでどうか。ソフトクリームを食べるときも、チョコレートやマーブルではなくてバニラを選び、昼食にお稲荷さん＆かんぴょう巻きの「助六弁当」を好んでしまう私。明らかに変化している食べ物の嗜好と同じ様にテレビ番組の嗜好も変化してきています。お年寄りバージョンに……。

その1つが、『ドキュメント72時間（金曜日22時40分～）』です。先日（5/18）は「島へ山へ走る図書館」で松山市に根強く残っている移動図書館でした。本を所有しなくても本を読む喜びにあふれていました。もう1つが、『目撃！にっぽん（日曜日6時15分～）』です。日曜日の早朝にしては少し重い内容ですが（例えば、認知症の母と暮らす歌人でもあるタクシードライバーの日常が紹介されたり……）。あと、『サラメシ（火曜日20時15分～）』もお勧めしたいですね。

さて、この私の駄文を読んで興味を持たれた方が、月並みですが騙されたと思って読んだり覗たりして頂ければ、もしかしたら、今度は私に対して感謝して頂けるかもしれませんね。

（足利支部 杵渕 徹）

## 栃木県行政書士会員の動き

### 【入会】

(平成 30 年 12 月 31 日現在)

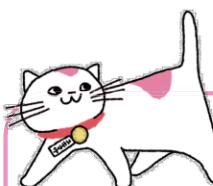
支部・氏名	入会年月日 登録年月日	郵便番号	事務所名		電話	備考
			所在地			
宇都宮 酒寄 悅子	H30. 12. 15	320-0806	行政書士みゆき事務所		090-2912-0711	
			宇都宮市中央 2-5-12 TU ビル 305 号			

### 【退会】

支部	氏名	退会年月日	備考	支部	氏名	退会年月日	備考
佐野	人見 拓磨	H30. 12. 1	単位会変更 (東京会)	芳賀	五月女博司	H30. 12. 4	廃業
小山	渡邊 喜信	H30. 12. 10	廃業	塩那	小瀬澤 敏	H30. 12. 31	廃業
佐野	羽成 政康	H30. 12. 31	廃業	栃木	森戸 栄	H30. 12. 26	廃業
那須	木下 武夫	H30. 12. 31	廃業				

### 【変更】

支部	氏名	変更事項	変更内容
芳賀	鈴木 栄司	所在地／電話番号	真岡市小橋 164-1 / 0285-81-7239
宇都宮	羽石 真弓	所在地	宇都宮市上戸祭町 3114-11
栃木	石川 伸治	属性／事務所名 所在地／電話番号	個人開業／行政書士石川伸治事務所 栃木市岩舟町静 1099-3 / 0282-55-3712
宇都宮	井上 尉央	事務所名	行政書士事務所 ISA パートナーズ



### 日行連ホームページの会員サイト（連CON）について

日行連ホームページには会員専用のサイトがあります。このサイトには、業務関連の情報や、申請取次行政書士の届出手続に関する書式、電子申請に関する情報、関係法令など、役立つ情報が掲載されています。

サイトをご覧になるには、個人の ID とパスワードでのログインが必要になります。ID とパスワードの発行は、トップページに表示されている「会員ログイン」のバナー（右図）をクリックし、次に表示されるログイン画面で「初めてご利用の方」をクリックして、お手続き下さい。

 会員ログイン

編集後記 昨年は、自然災害が頻発した1年でした。  
本年は、皆様にとって穏やかで充実した日々を送れる1年となりますように。  
(広報部 中山和彦)

### 行政書士とちぎ 1月号 №.505

発行人 横山眞  
〒320-0046 宇都宮市西一の沢町1番22号  
電話 028-635-1411 (代)  
FAX 028-635-1410  
メールアドレス gyosei-totigi@mail.gt9.or.jp  
ホームページ http://www.gt9.or.jp/gyosei  
編集部 広報部  
定価 250円  
印刷所 有限会社 高久印刷

(栃木県行政書士会員の購読料は会費の中に含まれます)



栃木県行政書士会 平成31年



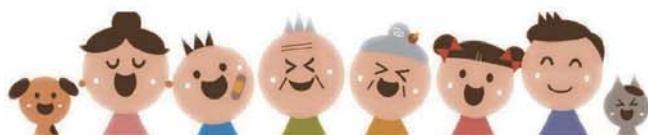
マスコットキャラクター  
アドちゃん

## 市民公開講座 開催のお知らせ

# 相続・遺言・終活について

**将来の安心のために今できること  
ラストステージは自分が主役**

**入場無料 予約不要**



**無料相談会も実施します。**  
テーマに限らず暮らしのお困りごと  
などお気軽にご相談ください。

開催日	このようなお話をします	会 場	所 在 地	講 座 開始時刻	無料相談 開始時刻
2/16(土)	エンディングノートの書き方	総合コミュニティセンター 大会議室	宇都宮市 明保野町7-1	午後1時30分	午後3時00分
2/16(土)	①わたしの終活ノート ②相続と遺言について	佐野市役所1階 市民活動スペース	佐野市高砂町1	午後1時30分	午後3時00分
2/17(日)	新しくなった相続・遺言	元気あっぷむら 多目的ホール	高根沢町 上柏崎588-1	午後1時30分	午後2時40分
2/23(土)	①遺言と相続 ②成年後見および信託	足利市民プラザ	足利市 朝倉町264	午後1時30分	午後2時30分
2/23(土)	成年後見制度・ エンディングノートなど	いきいきふれあいセンター 大会議室	那須塩原市 桜町1-5	午後1時30分	午後3時00分
2/24(日)	終活を学ぶ～概要・デジタル 終活・エンディングノート～	栃木市大平健康福祉センター ゆうゆうプラザ	栃木市大平町 西野田666-1	午後1時30分	午後3時00分

主催：栃木県行政書士会 宇都宮市西一の沢町1番22号 電話 028-635-1411  
後援：宇都宮市・佐野市・高根沢町・足利市・那須塩原市・栃木市